第一種製造事業承継届書（冷凍則）について手引き

１　第一種製造者の地位を継承した者は、第一種製造事業承継届を提出する必要があります。

　第一種製造者について相続，合併若しくは分割（第一種製造者が許可に係る事業所を承継させるものに限る）により，第一種製造者の地位を継承した者は，遅滞なくその旨を県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 第一種製造事業承継届書（様式第３） | １ | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| （相続）相続の事実を証する書類 | １ | 謄本、契約書の写し等 |
| （合併）合併の事実を証する書類 | １ | 登記簿謄本、契約書の写し等 |
| （分割）分割の事実を証する書類 | １ | 登記簿謄本、契約書の写し等 |

３　手数料

　　必要ありません。

４　申請の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３（第１０条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第一種製造事業承継届書 | 冷凍 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 承継された第一種製造者の名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 承継された事業所所在地 | 〒　 |
| 承継後の名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。